

保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム第4期の概要

1 計画策定の趣旨と背景

- 平成20年3月に改定、平成21年4月から適用された「保育所保育指針」に合わせ、「質の向上のための保育園の取組を支援するため」に各自治体においてアクションプログラムの策定を推奨する国からの通知あり。
- 本市では、この通知を受け、平成23年度からアクションプログラムを策定し、こどもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の質の向上に取り組んでいるが、現行の第3期が令和6年度で終了となる。
- 現在、本市においては、少子化や核家族化、共働きの増加等を背景に、保育ニーズの多様化、特別なニーズを有する家庭への支援、虐待防止対応など、保育園の担う子育て支援の役割はより重要性を増しており、こうした状況を踏まえ、こども、そして子育ての支援の一番近くにいる保育園の質の向上を図り、本市の子育て支援の一層の充実を図るため、アクションプログラム第4期を策定する。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度（5年間）

※「第3期子ども・子育て未来プラン」「保育園整備計画」に合わせる。

3 アクションプログラムの基本施策

1 保育実践の改善・向上

- ・ 保育園の自己評価の推進
- ・ 保育サービス第三者評価の受審の推進
- ・ 保育施設等の巡回支援事業

2 こどもの健康と安全の確保

- ・ 保健衛生、安全対策
- ・ 園児の健康、保健衛生対策の充実
- ・ こどもへの虐待防止対策
- ・ 発達支援保育の充実
- ・ 食育の推進

3 保育士等の資質・専門性の向上

- ・ 保育士等研修の充実
- ・ 発達支援保育の専門性の向上

4 保育を支える基盤の強化

- ・ 地域及び関係機関との連携
- ・ 地域の専門的な人材や多様な人材の活用
- ・ 保育環境の整備
- ・ 保育士等の適正配置
- ・ 保護者に対する支援

4 アクションプログラムの推進

- 本プログラムをより実践的に取り組むため、本プログラムを基本に、保育園ごとにアクションプログラムを策定し、毎年度見直しを行いながら推進する。

- 各保育園がそれぞれの取組状況について情報を共有し、検証し、就学前のこどもに関する国の施策を的確に把握し、必要に応じてプログラムの見直しを行いながら推進する。